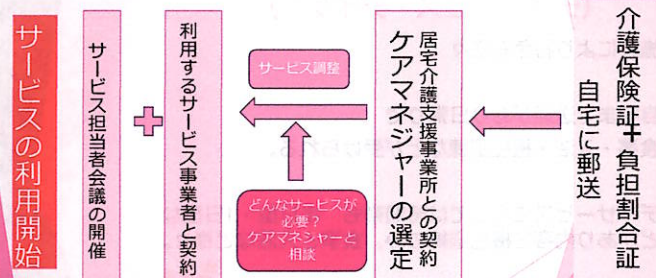


介護保険制度について

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険サービス利用の流れ



ガイドブック P10

介護保険制度は
どんな方が介護保険を利用するの? できるの?

- ▶ ● 65歳以上(第1号被保険者)の方
- ▶ 介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合、介護サービスを利用できます。
- ▶ ● 40～64歳(第2号被保険者)の方
- ▶ 介護保険で対象となる病気が原因で「要介護認定」を受けた場合、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。

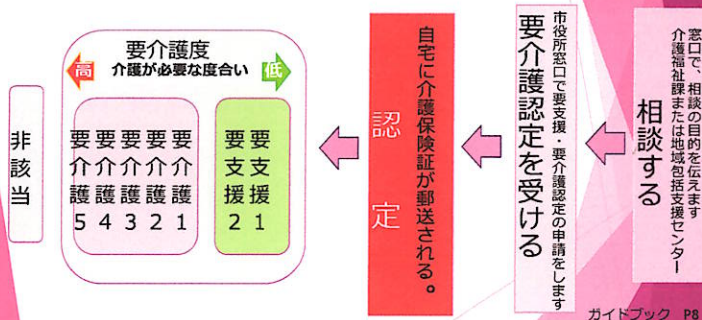
ガイドブック P5

介護保険の認定を受けるとどんなサービスが受けられるの?

- ▶ 自宅を中心に利用するサービス
 - ・訪問介護(ヘルパー)
 - ・訪問看護
 - ・訪問入浴介護
 - ・訪問リハビリテーション
 - ・居宅療養管理指導
 - ・通所介護(デイサービス)
 - ・通所リハビリテーション(デイケア)
 - ・短期入所生活介護(ショートステイ)
 - ・福祉用具の貸与・購入
 - ・住宅改修
- ▶ 介護保険施設で受けるサービス
 - ・介護老人福祉施設
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護療養型医療施設
 - ・介護医療院

ガイドブックP10～15

介護保険の申請から認定まで



ガイドブック P8

訪問介護

- ▶ 身体介護
 - 食事、入浴、排泄助、衣類やシーツの交換など
 - 基本的に利用者の身体に触れるサービス
 - ▶ 生活援助
 - 住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など
 - 基本的に独居の方
- ※ 生活援助は基本的に独居の方のみの利用になります。また、日常生活上の家事を超えること(大掃除)などはサービスの対象外になります。

ガイドブック P10

介護保険負担割合証

介護保険利用料支払いの割合を記す。(1～3割)
初回は介護保険の認定を受けたときに同時期自宅に発送される。2回目以降は毎年7月ごろ発送。

介護保険負担割合は前年度の収入によって決まり
1年ごとに負担割合証が発行される。
(毎年8月1日から7月31日)

ガイドブック P10

訪問看護・訪問リハビリテーション

- ▶ 医師の指示のもと定期的に自宅に訪問

看護師訪問

- ▶ 服薬の管理(主治医との連携)
- ▶ 状態確認・介護相談
- ▶ 床ずれの担当
- ▶ 点滴やカテーテルの管理

療法士訪問

- ▶ 理学療法士・作業療法士に自宅に訪問してもらい本人にあったリハビリの提供

ガイドブック P11

通所介護・通所リハビリテーション (デイサービス・デイケア)

- ▶ 施設により特色も様々
- ▶ 自宅まで送迎があり日帰りで
食事・入浴・機能訓練などが受けられる。
- ▶ デイサービスによっては時間帯も 半日型・1日型な
どがあり内容も機能訓練のみ、食事と入浴など様々。



ガイドブック P12

介護のことで困ったことがあればお気軽に
地域包括支援センターへお問い合わせください！

南部

守谷市南部地域包括支援センター

担当地区
守谷地区・・・中央、百合ヶ丘、松並、松並青葉、本町、
ひがし野、小山、同地、赤法花
高野地区・・・高野、鈴塚、乙子、美園、けやき台
みずき野・・・みずき野
守谷市松並1630-1(ひがしクリニック隣内)
☎0297-38-4345

北部

守谷市北部地域包括支援センター

担当地区
北守谷地区・・・松前台、久保ヶ丘、御所ヶ丘、薬師台
大井沢地区・・・板戸井、立沢、大山新田、大木、緑2丁目
大野地区・・・野木崎、大柏、緑1丁目
守谷市大山新田149-1(特別養護老人ホームやまゆりの郷内)
☎0297-21-2824

ガイドブック P18

短期入所生活介護・短期入所療養介護 (ショートステイ)

- ▶ 自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる
1泊2日～1か月以内を目安に利用
- ▶ 介護者の急用でどうしても本人を1人で置いておけない時
- ▶ 定期的に介護者にもお休みがほしい時
- ▶ 自宅以外での本人の生活の場の確保



ガイドブックP12

ご清聴ありがとうございました



守谷市南部地域包括支援センター

福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修

- ☺ 貸与
手すり、杖、歩行器など13種類の福祉用具が
月々の利用範囲内で実際にかかった費用の1～3割割が自己負担。
- ☺ 購入
購入支給対象品は6種類
・ポータブルトイレ、シャワーチェアなど
年間10万円が上限でその1～3割が自己負担。
- ☺ ケアマネジャーによる事前申請が必要
住宅改修
手すりの取り付けや段差解消など1軒につき上限20万円
までが介護保険対象。かかった費用の1～3割が自己負担。
ケアマネジャーによる事前申請が必要



ガイドブック P15

施設サービス

- ▶ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
要介護3～5の方が対象
- ▶ 介護老人保健施設
集中的にリハビリを行い在宅に戻る
- ▶ 介護医療院



ガイドブック P13